

第3次福知山市男女共同参画計画

はばたきプラン2011

～後期計画～

福 知 山 市

～男女共同参画社会をめざして～

少子高齢・人口減少が進展し、社会情勢が急速に変化する中、女性も男性も互いに人権を尊重し、性別にかかわらず個性と能力を発揮することのできる男女共同参画社会を実現するため、国を挙げてさまざまな取組の推進、支援が求められています。



本市におきましては、福知山市男女共同参画計画に基づきこれまで男女共同参画社会の実現に向けて、その推進を図って参りました。そして、2015（平成27）年8月には、男女共同参画社会や人権が尊重された社会の実現のための拠点施設として、福知山市男女共同参画センターを設立し、多くの方々に御利用いただいているところです。

そうした中、2011（平成23）年3月に策定した第3次福知山市男女共同参画計画策定が5年を経過し中間年を迎えたことから男女共同参画に係る市民意識調査を実施し、広く市民の意見を伺うとともに、この間の社会情勢の変化などに対応するため、本計画の見直しを行いました。

そして、2015（平成27）年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立したことを受け、福知山市女性活躍推進計画としても位置づけた第3次福知山市男女共同参画計画「はばたきプラン2011後期計画」を策定いたしました。

今後の計画の推進にあたりましては、引き続き市民の皆様とともに、基本理念を共有しながら、男女共同参画のまちづくりに努めてまいりますので、皆様方のお一層の御理解と御協力をお願いいたします。

最後に、本計画の策定にあたり御意見をいただきました福知山市男女共同参画審議会委員の皆様をはじめ、御協力をいただきました多くの市民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

平成28年3月

福知山市長 松山正治

第3次福知山市男女共同参画計画～後期計画～ 目次

第一章	計画策定の背景	1
1	策定にあたって	
2	計画の背景	
	(1) 世界の動き	
	(2) 国の動き	
	(3) 京都府の動き	
	(4) 福知山市の取組	
第二章	基本理念と基本的な考え方	9
1	基本理念	
2	目標年度	
3	責務	
4	基本的な考え方	
	(1) 女性の人権の確立	
	(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進	
	(3) 男女共同参画に向けてのシステムの変革	
第三章	基本目標	15
	男女共同参画に向けた計画の体系	
	基本目標Ⅰ 性別に関わらない一人ひとりの人権の尊重	17
	現状と施策の方向	
	施策の内容	
	(1) 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重	
	(2) 意識改革のための教育・学習と啓発の推進	
	(3) 生涯を通じた女性の健康支援	
	基本目標Ⅱ 性別に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり	
	～ワーク・ライフ・バランスの推進～	25
	現状と施策の方向	
	施策の内容	

(4) 家庭における男女共同参画の推進

(5) 働く場・地域における男女共同参画の推進

基本目標Ⅲ 男女共同参画に向けての社会システムの変革と

市民との協働体制の確立

30

現状と施策の方向

施策の内容

(6) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進

(7) 市民との協働体制の確立

(8) その他の課題

第四章 計画の推進

35

1 推進体制

2 プラン進行管理結果の公開と提言

3 配偶者等からの暴力による被害の防止及び被害者の保護・救済について

4 「男女共同参画センター」の運営について

5 重要項目の数値目標

第一章 計画策定の背景

第一章 計画策定の背景

1 策定にあたって

福知山市では1992(平成4)年3月に福知山市女性行動計画「はばたきプラン」の策定以来、男女が共に幸せを実感できるまちづくりを進めてきました。

2006(平成18)年10月に制定した「福知山市男女共同参画推進条例¹⁾」に基づき2011(平成23)年4月に「第3次福知山市男女共同参画計画 はばたきプラン2011」(期間10年)を策定し、男女が共に幸せを実感できるまちづくりを進めています。

計画策定から5年目を迎えたのを機に2014(平成26)年に実施した「男女共同参画社会に関する市民意識調査²⁾」(以下「意識調査」という)の結果から進むべき方向を明らかにし、今後の取組がさらに計画的に進められるよう本計画を策定しました。

本計画の策定にあたっては「第3次福知山市男女共同参画計画 はばたきプラン2011」との継続性を確保しながら、意識調査結果の分析をもとに、男女共同参画に関わる社会情勢の変化を反映させ、「女性の人権の確立」「ワーク・ライフ・バランス³⁾(仕事と生活の調和)の推進」「男女共同参画に向けてのシステムの変革」に重点を置きながら今後も、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することをめざします。

また、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)⁴⁾」が2015(平成27)年8月に成立したことを受け、本計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」第6条第2項に規定されている「市町村推進計画」(福知山市女性活躍推進計画)として位置づけます。

1 福知山市男女共同参画推進条例

男女共同参画に関する基本的な考え方を定めて、本市並びに市民、事業者および教育に携わる者の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の基本的事項を定めることにより、その施策を総合的かつ計画的に実施し、性別による差別のない真に人権が尊重された男女共同参画社会を実現することを目的とした条例。

2 男女共同参画社会に関する市民意識調査

「男女平等」「少子化」「仕事」「高齢者の介護」「仕事と生活の調和」などについて、市民の意識や行動などを知るために実施した調査。2014(平成26)年8月に実施した。

3 ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態のこと。

4 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)

働くことを希望する女性が職業生活において、その個性と能力を十分に発揮し、活躍できるよう、国による基本方針の策定、地方公共団体による推進計画の策定などに加え、事業主による女性の活躍状況の把握や数値目標の設定を含む行動計画・公表など新たな枠組みを設けている。

2 計画の背景

(1) 世界の動き

国連は、1975(昭和50)年を「国際婦人年⁵⁾」とし、これに続く1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までの10年間を「国連婦人の10年」と定め、男女平等をめざした本格的な取組を開始しました。国際婦人年を記念して開催された「国際婦人年世界会議」(メキシコシティ)以来、4回の世界女性会議が開催され、その都度国際的な合意文書が採択されています。

2000(平成12)年6月には国連特別総会としてニューヨークで「女性2000年会議」が開催されました。第4回世界女性会議(1995年/平成7年)で採択された「北京宣言及び行動綱領」の各国政府における5年間の進捗状況と課題、今後の取組について討議がなされ、2005(平成17)年に向けての戦略が「政治宣言」「成果文書」として採択されました。

2005(平成17)年には第49回国連婦人の地位委員会が閣僚級会議として開催され「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」を再確認し、実施状況の評価・見直しを行うとともに、これらの完全実施に向けた一層の取組を国際的に求める宣言が採択されています。

第4回世界女性会議から15年目を迎えた2010(平成22)年には、第54回国連婦人の地位委員会が開催され、「第4回世界女性会議15周年における宣言」等が採択されました。

(2) 国の動き

国の男女共同参画をめぐる政策は、国連を中心とした動きの影響を受けながら展開してきました。

1977(昭和52)年の「国内行動計画」が策定されて以来、我が国の男女共同参画をめざす計画は、ほぼ10年きざみの計画として展開されています。

この間、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(男女雇用機会均等法⁶⁾)の公布(1985年/昭和60年)、「女子差別撤廃条約⁷⁾」の批准(同)、「育児休業法」の公布(1991年/平成3年)など、国際条約の批准や各種法律・制度の整備によ

⁵⁾ 国際婦人年

1972(昭和47)年国連総会において、性差別撤廃に世界的規模の行動で取り組むために宣言・設定された行動計画の一つ。国連は1975(昭和50)年を国際婦人(女性)年とすることを宣言、同年にメキシコ市で開催された第1回世界女性会議では「世界行動計画」が採択され、女性の状況改善をめざして以後10年間の指針が立てられた。

⁶⁾ 男女雇用機会均等法

1986年4月、雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保と女性労働者の妊娠中及び出産後の健康の確保を目的として施行された法律。1997年6月に女性に対する募集、採用、配置などの差別禁止規定や、セクシュアル・ハラスメントの防止などの雇用管理上の規定を新設するなどの改正が行われた。

⁷⁾ 女子差別撤廃条約(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)

1979年(昭和54年)に国連総会で採択され、女子が女子である理由のみによって生き方を制約されることなく、個人として男子と平等な権利・機会・責任を享受できる完全な男女平等を実現することを目的として、漸進的に措置を取ることが、締結国に求められている。日本では1985(昭和60)年に批准している。

り、男女平等に向けた取組がなされてきました。

1999(平成11)年には男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。この基本法では、男女共同参画社会の形成が「21世紀の最重要課題」であると位置づけられています。そして、2000(平成12)年12月、男女共同参画社会基本法に基づく初の計画として、「男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。

2001(平成13)年1月、中央省庁の再編により、男女共同参画室は男女共同参画局に格上げされ、「男女共同参画審議会」はより強い機能をもつ「男女共同参画会議」として改組され、国内推進体制が強化されました。

同年には、個人の尊厳を害し、男女平等の妨げになる配偶者等から心身への暴力被害を防止する「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が公布・一部施行され、翌年には完全施行されました。そして2004(平成16)年、2008(平成20)年に見直され、2013(平成25)年「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律⁸⁾」に改められました。

2007(平成19)年には、やりがいや充実感を感じながら働き、家庭や地域生活などにおいても多様な生き方が選択、実現できる社会をつくるため「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章⁹⁾」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針¹⁰⁾」が策定されました。

また、2003(平成15)年に「少子化社会対策基本法¹¹⁾」、2008(平成20)年11月に「改正児童福祉法」、同年12月に「改正次世代育成支援対策推進法¹²⁾」、2009(平成21)年6月に「改正育児・介護休業法¹³⁾」(2010年/平成22年6月30日施行)など一連の法的措置が講じ

⁸⁾ **配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律**

配偶者やパートナーからの暴力の防止や被害者の保護・救済を図るため、行政は基本方針や計画を定め、配偶者暴力支援センターを設置し必要に応じ被害者を保護し、裁判所は身体に対する暴力に対し保護命令を発令することなどを示した法律。前文には「被害者の多くは女性であり、人権の擁護と男女平等の実現を図るためにこの法律の施策を講じることが必要である」としている。

⁹⁾ **仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章**

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、仕事と生活の調和の必要性、めざすべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により策定された憲章。

¹⁰⁾ **仕事と生活の調和推進のための行動指針**

「ワーク・ライフ・バランス憲章」で示す「仕事と生活の調和が実現した社会」を実現するため、企業や働く者、国民の効果的な取組、国や地方公共団体の施策の方針を定めたもの。

¹¹⁾ **少子化社会対策基本法**

少子化に対処するための施策を総合的に推進し、国民が豊かで安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする法律。

¹²⁾ **次世代育成支援対策推進法**

日本における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化にかんがみ、次世代育成支援対策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体、事業主及び国民の責務を明らかにするとともに、行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主の行動計画の策定その他の次世代育成支援対策を推進するために必要な事項を定めることにより、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、もって次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成に資することを目的として制定された法律。

¹³⁾ **育児・介護休業法**

育児・介護休業法は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、育児及び家族の介護を行いやすくするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、育児又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、このような労働者が退職せずに済むようし、その雇用の継続を図るとともに、育児又は家族の介護のために退職した労働者の再就職の促進を図ることとしています。

られ、女性の生活と密接に関わってきた育児について、子育てと仕事との両立から男性を含めた働き方の見直し、地域における子育て支援など、すべての子育て家庭に対する支援の充実が図られようとしています。

2010（平成22）年12月には、「男性、子どもにとっての男女共同参画」「貧困など生活上の困難に直面する男女への支援」「高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備」「科学技術・学術分野における男女共同参画」「地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進」といった5項目を新たに加えた第3次基本計画が策定されました。

また、2013（平成25）年6月に決定した「日本再興戦略」に基づき①女性の活躍促進や仕事と子育て等の両立支援に取り組む企業に対するインセンティブ付与^{※14}、②女性のライフステージに対応した活躍支援、③男女が共に仕事と子育て等を両立できる環境の整備の3本の柱による施策が展開されました。

2015（平成27）年8月には女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が成立しました。さらに、平成27年度内の策定に向けて「第4次男女共同参画基本計画」が審議されているところです。

このように、国の男女共同参画をめぐる政策は充実の方向で進んでいます。

（3）京都府の動き

京都府では、1981（昭和56）年に「婦人の地位向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」、1989（平成元）年に男女平等と共同参画の21世紀社会をめざす京都府行動計画「KYOのあけぼのプラン^{※15}」が、2001（平成13）年に「京都府男女共同参画計画―新KYOのあけぼのプラン―」が策定され、2004（平成16）年には「京都府男女共同参画推進条例」が施行されました。

また、2006（平成18）年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び、被害者の保護・自立支援に関する計画」が策定され、2009（平成21）年には配偶者などからの暴力を容認しない社会のさらなる推進をめざし改定されました。

2008（平成20）年には「女性発・地域元気力『わくわく』プラン^{※16}」が策定され、地域づくり、NPO・企業の分野で活動する女性のチャレンジを支援し、男女が支え合い、活力

¹⁴ 企業に対するインセンティブ付与

助成金、税制優遇、好事例の顕彰、情報開示促進等。

¹⁵ KYOのあけぼのプラン

京都府における男女共同参画の現状と課題等を踏まえ男女共同参画社会の実現への具体的な道筋を示すための計画。

¹⁶ 女性発・地域元気力「わくわく」プラン

地域づくり、NPO・起業の分野で活動する女性のチャレンジを支援し、男女が支え合い、活力ある京都づくりを目指した計画。

ある京都づくりを進めるための取組がされています。また、同年8月には京都の特性に十分配慮したワーク・ライフ・バランスを推進するため「京都雇用創出活力会議¹⁷⁾」のもとに「ワーク・ライフ・バランス専門部会」が設置されました。2011(平成23)年3月、京都府男女共同参画計画「KYOのあけぼのプラン(第3次)」が策定されました。

さらに、DV相談や児童虐待など家庭を取り巻く複雑・多様化する諸課題に的確かつ迅速に対応するために、「京都府家庭支援総合センター¹⁸⁾」が設置され、宇治(南部)と福知山(北部)の児童相談所には、総合相談とDV相談の機能をもった「家庭支援センター」が設置されました。また、2015(平成27)年には、京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「京都SARA¹⁹⁾」が開設され、府下の相談機能の強化が図られました。

(4) 福知山市の取組

福知山市では、1988(昭和63)年7月に女性政策担当窓口を社会労政課に設け、総合的な女性問題解決への取組を開始しました。

1989(平成元年)年10月には、女性行動計画策定のため市民の組織である「福知山市女性政策問題検討委員会」と市の内部組織である「福知山市女性問題対策推進協議会」を設置し、1992(平成4)年に女性行動計画「はばたきプラン」を策定しました。

2001(平成13)年3月には、福知山市男女共同参画計画「新はばたきプラン」を策定し、さまざまな取組を行ってきました。また、プラン推進にあたって意見を求めるため、「福知山市男女共同参画推進懇話会」を設置しました。

2002(平成14)年4月には、人権尊重を基盤とした男女共同参画の推進をめざし、担当部署を人権推進室男女共同参画推進係に改編しました。

2006(平成18)年10月には「男女共同参画推進条例」を制定し、福知山市の男女共同参画の理念を定め男女共同参画を推進しています。さらに、条例に基づき2006(平成18)年

¹⁷⁾ 京都雇用創出活力会議

京都府を取り巻く雇用情勢は、全体としては改善してきているものの、パート・アルバイト等非正規雇用の増大、年長フリーターの問題など、新たな課題等への対応が求められていることから、年数回、行政・労働者団体・使用者団体の代表者が一堂に会し、緊密な連携により地域の経済・雇用情勢に応じたきめ細やかな雇用対策を推進するため開催しています。

¹⁸⁾ 京都府家庭支援総合センター

家庭を取り巻く諸課題に的確かつ迅速に対応するため、婦人相談所、児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所を総合したもの。専門家による家庭支援サポートチームを設置し、複雑・多様化する家庭問題をワンストップで対応する。

¹⁹⁾ 京都府性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「京都SARA」

行政、医療機関、警察、弁護士会、民間団体等が連携して、性暴力被害者に、被害直後から中長期にわたる総合的な支援(医療的支援、相談、カウンセリング等心理的支援、法的支援等)を提供する。

12月に「福知山市男女共同参画審議会^{※20}」を設置し、男女共同参画に関する重要な事項の調査・審議を行っています。

2012（平成24）年3月には、DVや児童虐待などあらゆる暴力を許さない社会の実現に向けて、「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定しました。

2012（平成24）年3月には「福知山市第4次総合計画後期計画^{※21}」を策定し、「はばたきプラン2011」に基づき男女共同参画社会の実現に努めることとし、同年策定した「第2次福知山市人権施策推進計画^{※22}」においても「女性の人権問題」の項目でその位置づけを明記しました。

2015（平成27）年8月には、男女共同参画社会や人権が尊重された社会の実現をめざすための拠点施設として、ハピネスふくちやま3階に福知山市男女共同参画センターを設立しました。また、2016（平成28）年3月には「はばたきプラン2011 後期計画」を策定し、福知山市女性活躍推進計画としても位置づけます。

さらには、「未来創造 福知山」においても男女共同参画の推進を明記しており、本市の人権施策の基本方針として平成28年3月に策定した「第3次福知山市人権施策推進計画」においても「女性の人権問題」の項目でその位置づけを明記し、男女平等をめざす人権尊重の視点を明確にした施策を推進していきます。

²⁰ 福知山市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する重要な事項を調査審議する機関。

²¹ 福知山市総合計画

市の将来像の達成に向け施策を体系化し総合的・計画的なまちづくりの基本方針や施策、基幹事業などを定めた計画。

²² 福知山市人権施策推進計画

人権問題の解決に向けて人権教育・啓発、協働・支援、保護・救済の施策に重点を置いた取組を総合的に推進するための計画。

第二章

基本理念と基本的な考え方

第二章 基本理念と基本的な考え方

1 基本理念

「はばたきプラン 2011－後期計画－」は、「福知山市男女共同参画推進条例」の第3条（40 ページ参照）を計画の基本理念とし施策を推進します。

- (1) 男女の人権の尊重
- (2) 個人の尊重と自己実現の可能性の確保
- (3) 男女共同参画の推進を妨げる性別による固定的な役割分担の制度や慣行の見直し
- (4) 意思決定、方針決定過程への男女共同参画
- (5) 家庭生活における活動とその他の活動の両立支援
- (6) 学校教育など教育の場での個人の尊重
- (7) 男女の生涯を通じた健康の確保
- (8) 国際的取組と協調のもとでの推進

これらの基本理念に基づき女性も男性も互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれずに個性や能力を発揮できる社会をめざします。

また、「未来創造 福知山」「福知山市人権施策推進計画」をはじめ「福知山市地域福祉計画^{※23}」「福知山市子ども・子育て支援事業計画^{※24}」「福知山市高齢者保健福祉計画^{※25}」

²³ 福知山市地域福祉計画

「地域の助け合いによる福祉(地域福祉)」を推進するため、一人ひとりの人権の尊重や人と人とのつながりを基本として、困った時に助け合う「顔の見える関係づくり」、お互いに認め合い支え合う「共に幸せを生きる社会づくり・まちづくり」をめざすための「理念」と「仕組み」をつくる計画。

²⁴ 福知山市子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法に基づき、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境を確保すること目的に子どもへの支援と教育・保育に関する事業や施策を定めた計画。

²⁵ 福知山市高齢者保健福祉計画

高齢者がそれぞれの健康状態や生活様式などに応じて、住みなれた地域で健やかに充実した生活ができるとともに、いきいきと社会参加でき、安心・安全に暮らせるよう、介護保険制度上の各種サービスの見込み量や必要量を定めるとともに、介護予防事業や健康づくり事業のほか、各種の福祉サービスの目標を定めた計画。

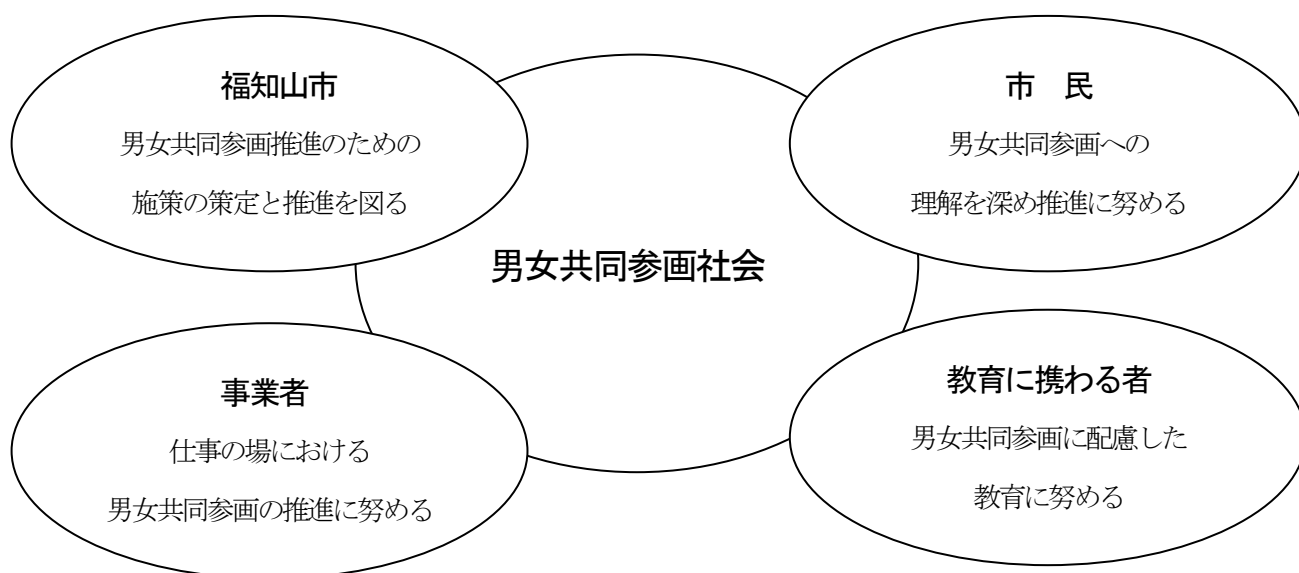
「福知山市障害者計画^{※26}」などの計画との整合性を図り、関係機関と連携し、より計画的・効果的に施策を推進します。

2 目標年度

- (1) この計画の目標年度は、2020(平成32)年度とします。
- (2) この計画は、社会環境の変化、市民ニーズの変化に対応するため、推進状況の成果を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 責務

「はばたきプラン 2011ー後期計画ー」では男女共同参画社会の実現に向けて福知山市、市民、事業者、教育に携わる者それぞれが果たすべき役割を「福知山市男女共同参画推進条例」の第4条から第7条により(40 ページ参照)以下のとおり定めます。



²⁶ 福知山市障害者計画

障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービス等の提供体制の確保のために、国の定める基本指針に即して定めるもので、年度ごとに必要な障害福祉サービス等の利用見込み量やその確保のための方策を定めた計画。

4 基本的な考え方

(1) 女性の人権の確立

日本国憲法の施行以来、女性の人権を取り巻くさまざまな法律や制度が整備され、女性の地位は戦前と比較にならないほど向上してきました。

しかしながら、女性に対する人権侵害に「女性に対する暴力」の問題があります。その一つであるドメスティック・バイオレンス（DV）²⁷はジェンダー²⁸に基づく社会的・構造的な問題が背景となっており、女性の人権の確立に向けた行動を大きく阻害するものです。人権の擁護と男女共同参画社会の実現を図るためには、配偶者等からの暴力を防止し、被害者の保護・自立支援に向けた専門的支援が必要になります。

また、社会の仕組みを決める意思決定の場への参画の状況や、女性が働き続けたいと希望しても現実には結婚や出産などを機に辞めざるを得ないことなど、女性があらゆる分野で参画する機会が確保されているとはいえない状況にあります。意識調査においても全体として男女平等であると感じる人の割合が前回の調査より低下しています。男性の方が優遇されていると感じる人の割合が高くなっており、根強い固定的な性別役割分担意識が残っています。

法律や制度が男女平等をうたっても、固定的な性別役割分担意識²⁹にとらわれた社会の意識は、男女共同参画社会実現の妨げとなっています。性別役割分担意識の解消のためには、学校、家庭、地域などにおいて男女共同参画の考え方に基づく教育や学習を行う必要があります。

また、女性が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあるためには「女性の性と生殖に関する健康と権利」（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ³⁰）が確立される必要があります。これは、妊娠・出産などに関して女性の人権を重視し、多様な生き方を認める国際的に合意された理念です。このような人権の問題については、その確立に努めていきます。

²⁷ **ドメスティック・バイオレンス（DV）**

夫婦間及び恋愛関係にある男女間その他の密接な関係にある男女間で行われる暴力的行為。身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、子どもを巻き添えにした暴力、性的暴力など、女性の心身を傷つけるものすべてをさす。

²⁸ **ジェンダー**

社会的、文化的に形成された性別。生物学的な性別であるセックスと区別して用いられる。「男らしさ」「女らしさ」や「男は仕事、女は家庭」といった意識もジェンダーに含まれる。

²⁹ **固定的な性別役割分担意識**

「男は仕事、女は家庭」や「男は主、女は従」などに表されるように、長い歴史の中で作られた「女の役割、男の役割」を幼い頃から「女らしさ・男らしさ」として身につけられ、性別によって役割を分担するのが当然などとする固定的な意識。

³⁰ **女性の性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）**

女性が全生涯において、単に病気がないという状態だけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあるためには、「女性の性と生殖に関する健康と権利」が確立されている必要があるとの見解からきた概念。不妊、思春期、更年期、安全な妊娠や人工妊娠中絶、安全なセックス、雇用を継続しながら妊娠・出産できる環境づくりなど、幅広い分野にわたる問題を含む。

(2) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進

男女共同参画社会の実現には、ワーク・ライフ・バランスを推進し、男性が家庭や地域に参加し女性が社会に参画できるように取り組んでいく必要があります。意識調査において、バランスのとれた生活への希望があっても、現実には実現できていない様子が見えられます。安定した仕事に就けずに経済的な自立が阻害される、仕事と家事・育児・介護の両立に悩む、長時間労働により心身の疲労から健康を害すなど仕事と生活のバランスが不均衡で問題を抱える人がいます。2007(平成 19)年には「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。市はそれに基づいて一人ひとりが、やりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、家庭や地域生活などにおいて多様な生き方が人生の各段階に応じて選択できる社会の実現をめざしています。

男性の長時間労働を見直し男性が家庭や地域に参画していく中で、女性の社会参画の機会を確保します。また、性別に関わらない多様な生き方が出来る男女共同参画社会を実現するため、仕事・家庭・地域などの各分野においてバランスのとれた生活が選択できるよう施策の推進を図ります。

(3) 男女共同参画に向けてのシステムの変革

日本は 1985(昭和 60)年に女子差別撤廃条約を批准し男女平等をめざす国内法の整備を進めてきました。同条約第 5 条には「男女の定型化された役割に基づく偏見や慣行を撤廃するために、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正する」とあり、固定的な性別役割分担意識は差別的取扱であるとし、解消していかなければならないと規定しています。国における女性の参画も徐々に進んできてはいますが、まだまだ十分とはいえない状況にあります。

ジェンダーに基づく固定的な役割分担は、人々の意識のみならず、社会のあらゆる分野にシステムとして構造的に組み込まれ、男女共同参画の実現を阻んでいます。長年にわたりシステム化された構造を性別にとらわれることなく、それぞれの個性や能力が尊重され、多様な生き方を選択できる社会にしていかなければなりません。

また、地域における男女共同参画の推進を図るために、女性リーダーを育成し地域で女性が活躍できるように、女性団体やボランティア団体などとの協働・支援体制を確立し、連携を推進していきます。

以上のことを踏まえ、本市の男女共同参画に向けた施策は、次の 3 つの基本目標を定め本市の状況を勘案し、その特徴や事情を生かした展開を図っていきます。

基本目標

- I 性別に関わらない一人ひとりの人権の尊重
- II 性別に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり
～ ワーク・ライフ・バランスの推進 ～
- III 男女共同参画に向けての社会システムの変革と市民との協働体制の確立

第三章 基本目標

第三章 基本目標

男女共同参画に向けた計画の体系

基本目標 I 性別に関わらない一人ひとりの人権の尊重

- | | |
|--------------|---|
| 課 題
具体的施策 | (1) 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重 |
| | 1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶 |
| | 2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 |
| | 3 社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止 |
| | 4 被害女性に対する救済と支援 |
| | 5 相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化 |
| 課 題
具体的施策 | (2) 意識改革のための教育・学習と啓発の推進 |
| | 6 ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識の解消の取組 |
| | 7 メディアにおける男女共同参画の推進 |
| | 8 市民への啓発の推進 |
| | 9 学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識の解消のための教育の推進 |
| | 10 職員研修の充実と人材の育成 |
| | 11 意識調査の実施 |
| 課 題
具体的施策 | (3) 生涯を通じた女性の健康支援 |
| | 12 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進 |
| | 13 生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援 |

基本目標 II 性別に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり ～ワーク・ライフ・バランスの推進～

- | | |
|--------------|------------------------------|
| 課 題
具体的施策 | (4) 家庭における男女共同参画の推進 |
| | 14 家庭生活と地域・市民活動を両立するための支援 |
| | 15 女性の社会参加のための子育て支援の充実 |
| | 16 活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援 |
| 課 題
具体的施策 | (5) 働く場・地域における男女共同参画の推進 |
| | 17 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保 |
| | 18 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進 |
| | 19 女性の就労・再就職のための支援 |
| | 20 地域での活動における男女共同参画の推進 |

基本目標 III 男女共同参画に向けての社会システムの変革と市民との協働体制の確立

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| 課 題
具体的施策 | (6) 政策・方針決定の場への女性の参画の促進 |
| | 21 市審議会等の女性比率の向上 |
| | 22 市幹部職員への女性登用 |
| | 23 企業や団体における女性登用の啓発 |
| | 24 地域活動における女性登用の啓発 |
| 課 題
具体的施策 | (7) 市民との協働体制の確立 |
| | 25 女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成 |
| | 26 NPOやボランティア団体との協働支援 |
| 課 題
具体的施策 | (8) その他の課題 |
| | 27 防災における男女共同参画の推進 |
| | 28 国際的協調と連携 |

※ : 福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

基本目標Ⅰ 「性別に関わらない一人ひとりの人権の尊重」

「人権が尊重される、人にやさしいまちにしたい」

男女共同参画社会の実現には、男女の人権が等しく尊重されていることが基礎となります。さらには「男性」「女性」という性別にとらわれることなく、LGBT^{※31}など「多様な性」を認め合い、自分らしく生きられる社会の構築が必要です。

《現状と施策の方向》

女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」など必要な法整備が図られています。本市においても2012（平成24）年3月に「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」を策定し、配偶者等からの暴力の被害者の保護・救済に向けて関係機関との連携を進めてきました。しかし、意識調査でも明らかのように、17人に1人の女性が過去3年に配偶者等から身体的な暴力を受けた経験があると答えていることなどから考えると、本市における女性の人権の確立にもまだ多くの課題が残されています。

特にセクシュアル・ハラスメント^{※32}（性的な嫌がらせ）など性に起因する暴力や性犯罪の被害は、啓発により意識が高まっていますが、被害者が相談や届出をしやすい環境の整備を図るとともに、相談窓口の周知が求められています。また、女性に対する暴力は犯罪であり、重大な人権侵害であることをあらゆる場において周知・啓発し、暴力の根絶に向けた取組をする必要があります。

DVの防止については、若年層からの啓発が有効であり、高校生等へのデートDVといわれる交際相手からの暴力の防止講座の実施やパンフレットの配布といった取り組みを今後も継続していきます。

さらに、「京都府家庭支援総合センター」や警察などの関係機関と連携を図りながら被害者に対する救済及び支援を行います。

意識調査では男女平等だと感じている人の割合はまだまだ低く、雇用、家庭、地域などの分野において「男性が優遇されている」と感じている女性の割合が高くなっています。

³¹ **LGBT**

L：レズビアン（女性同性愛者）、G：ゲイ（男性同性愛者）、B：バイセクシュアル（両性愛者）、T：トランスジェンダー（身体や戸籍上の性別に対して違和感があり、それとは異なる性別として扱われたいと望む人）。

³² **セクシュアル・ハラスメント**

性的いやがらせ。相手の意に反する性的な言動により相手方の生活環境を害すること又は相手の意に反する性的な言動に対する相手方の対応によってその者に不利益を与えること。

また、前回の意識調査で、62.5%を占めていた「女性は仕事より家庭や子育てを優先すべき」という考え方が今回の意識調査では51.2%となり、女性が職業を持つことに対する意識に変化がでてきていますが、内閣府調査(2012年/平成24年10月)は49.8%であり、依然として本市は根強い固定的な性別役割分担意識が残っています。

学校教育においては、約77%の市民が「男女の地位は平等」と回答しています。学校教育は男女平等を根づかせるにあたって極めて重要であり、適切な学習により意識の浸透が効果的に図られる場です。そういった意味からも教育内容を常に「ジェンダーに敏感な視点³³⁾」で点検し、子どもたちの「自分らしさ」を基準に個性を伸ばし、多様な進路選択を可能にする男女平等教育を推進することが必要です。また、学校教育と家庭生活で男女のあり方に矛盾が出ないように、就学前から家庭における固定的な性別役割分担意識の解消に向けて啓発の推進が必要です。

地域においては、地域公民館の講座のほかに若年層や男性など、対象者に沿ったテーマの講座を開催するなど幅広く市民に対して啓発を推進し、一人ひとりの人権が尊重される豊かな人権社会を形成します。

メディアにおいては、性や暴力に関する固定的な表現に加え、性差観³⁴⁾にとらわれた表現が女性の人権を侵害している現状があります。そのことを理解するため、情報の受け手としてメディアを読み解く力(メディア・リテラシー)³⁵⁾の育成に取り組みます。また、メディアが人々の意識に与える影響力の大きさを考慮して、「ジェンダーに敏感な視点」に立った表現の推進と啓発に努めます。

女性は、ライフステージに応じ男性とは異なった健康上の問題(妊娠や出産)に直面することがあります。生涯にわたる女性の健康確保のため、男女がそれぞれの身体の特徴を十分に理解し性に対する正しい理解を深める取組を推進します。思春期や妊娠・出産、更年期といった人生の各段階に応じた健康な生活が送れるよう、健康診断や相談体制を充実させ、女性の性的自己決定が尊重される教育や情報提供を推進し、多様な生き方ができる環境づくりを展開します。また、「男性は弱音を吐いてはいけない」などといった意識により、メンタル面で孤立しやすい男性も相談しやすい環境を整えるなど、男女の心身の健康維持を支援します。

³³⁾ **ジェンダーに敏感な視点**

「女らしく」「男らしく」といったジェンダーに基づいた考え方や制度・慣習を見分け、その問題点に気づくことができる視点、ものの見方。

³⁴⁾ **性差観**

自己に関する情報以外のさまざまな事柄や状況を性別に関連づけて認知する枠組。

³⁵⁾ **メディアを読み解く力(メディア・リテラシー)**

新聞、ラジオ、テレビ、雑誌、映画、インターネットなどメディアから発信される情報をそのまま受け取るのではなく、ときには批判的な視線を持って読み解き、自分で使いこなす力を身につけること。また、メディアを活用し、自分の考えを表現すること。

また、女性が一人の人間として生きがいのある人生を送ることができる社会をめざし、同和問題、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などあらゆる人権問題を踏まえ、複合差別を受けることのないよう計画的・系統的な取組を進めます。

このような人権尊重のまちづくりを進める市職員が、市民の先頭に立つ確かな人権感覚と指導力・実践力を醸成できるよう職員の研修に取り組みます。

基本目標 I

「性別に関わらない一人ひとりの人権の尊重」

- 課題 (1)女性に対する暴力の根絶と人権の尊重
- 具体的施策
 - 1 ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶
 - 2 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
 - 3 社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止
 - 4 被害女性に対する救済と支援
 - 5 相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化

- 課題 (2)意識改革のための教育・学習と啓発の推進
- 具体的施策
 - 6 ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識解消の取組
 - 7 メディアにおける男女共同参画の推進
 - 8 市民への啓発の推進
 - 9 学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識解消のための教育の推進
 - 10 職員研修の充実と人材の育成
 - 11 意識調査の実施

- 課題 (3)生涯を通じた女性の健康支援
- 具体的施策
 - 12 リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する理解の促進
 - 13 生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援

施策の内容

(1) 女性に対する暴力の根絶と人権の尊重

	具体的施策	施策の内容
1	ドメスティック・バイオレンス防止対策の推進と女性に対する暴力の根絶	ドメスティック・バイオレンス（DV）被害を防止する啓発の取組を、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」 ³⁶ 期間を中心に継続して行います。また、加害者の多くが男性であることから、男性に対する暴力の防止に向けた啓発を行うとともに、女性自身がいかなる暴力も受け入れることのないよう、人権に対する意識の高揚と社会的、精神的自立に向けた取組と若年層からのDV防止の啓発を進めます。さらに、関係機関との連携を強化し暴力の根絶に向けた取組を計画的に推進します。
2	セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進	企業や事業所等に対して啓発活動・学習会の実施などを呼びかけ、セクシュアル・ハラスメント防止に向けた意識の醸成に努めます。また、各種教育現場でのスクール・ハラスメント防止に向けた取組を推進します。
3	社会的に弱い立場の女性への人権侵害の防止	同和問題、子ども、高齢者、障害のある人、外国籍の人などあらゆる人権問題を踏まえ、社会的に弱い女性に対する複合差別の解消に向け教育・啓発の取組を推進します。
4	被害女性に対する救済と支援	女性に対するさまざまな形態の暴力や人権侵害について、関係機関と緊密な連携を図り、個人に対する具体的な救済ができるように努めます。また、京都府家庭支援総合センターなどの一時保護施設へ被害女性を安全に送致するとともに、法に基づく支援が的確・迅速に行えるよう庁内体制を整え、被害女性の自立に向けた支援を行います。

³⁶ 女性に対する暴力をなくす運動

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題である。地方公共団体、女性団体その他の関係団体との連携、協力の下、社会の意識啓発など、女性に対する暴力の問題に関する取組を一層強化する。運動の実施期間は11月12日から25日までの2週間。

	具体的施策	施策の内容
5	相談体制の充実と庁外関係機関との連携強化	<p>男女平等意識やジェンダーに敏感な視点を持った女性専門カウンセラーによる女性相談及び女性弁護士による法律相談をさらに充実させます。</p> <p>また、各種相談員が支援を求めている女性たちに的確に対応できるよう、相談支援対応マニュアルを活用します。さらに、関係課との連携を強化し、迅速に対応できる体制を整備していきます。</p> <p>DV被害者や性暴力被害者、差別によって被害を受けた女性たちが時機を逸せず相談ができる体制を強化するため、京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター「SARA」の周知を図るとともに、京都府家庭支援総合センターや京都府北部家庭支援センター・警察・保健所・裁判所などの関係機関との連携を強化します。</p>

施策の内容

(2)意識改革のための教育・学習と啓発の推進

※福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

	具体的施策	施策の内容
6	ジェンダーに基づく固定的な性別役割分担意識解消の取組	<p>行政施策全般にわたり、「ジェンダーに敏感な視点」から見直しを行い、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組を行います。はばたきセミナーなど関連する講座や学習会で、広く市民に広報・啓発を行い、しきたりや地域の慣習の見直しなどを通じて性別役割分担意識の解消に努めます。</p>
7	メディアにおける男女共同参画の推進	<p>メディアにおける固定的な性差観にとらわれたような表現に気づき、「ジェンダーに敏感な視点」でメディアを読み解く力を育成する取組を推進します。</p> <p>メディアが人々の意識に与える影響の大きさを考慮して、広報や講座など「ジェンダーに敏感な視点」にたった表現の推進・啓発に努めます。</p>

	具体的施策	施策の内容
8	市民への啓発の推進	はばたきセミナーやはばたきフェスティバルなど、関連する講座や学習会を、より継続性・方向性を持つものにし、男女共同参画に向けた啓発を強力に推進します。また、地理的要因により中央会場への参加が困難な市民に配慮し、地域公民館での講座の開催など、幅広い市民が参加できるよう努めます。さらに、若年者や男性など対象をしばった新しい啓発手法を確立するとともに、広報ふくちやまなどを利用し、家庭での男女平等や固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を推進します。
9	学校教育における男女平等と固定的な性別役割分担意識解消のための教育の推進	人権尊重に関する学習機会を充実させ計画的な男女平等教育の推進を図ります。また、教育活動のなかで、気付かないうちに性別役割分担意識を植え付けることのないよう、市立学校教育職員への研修を実施し、また、前例や慣行にとらわれたカリキュラムがないか教育内容を点検します。さらに、PTA指導者への研修や男女が共に家庭教育へ積極的に関わっていけるよう啓発を進め、学校教育と家庭生活での男女のあり方に矛盾がないように努めます。
10	職員研修の充実と人材の育成	男女平等と女性の人権尊重を確立するため、市民の先頭に立ち男女共同参画を推進する市職員を養成する職員研修を計画的・効果的に実施し、男女共同参画の意識を持って施策を遂行できる職員の育成に努めます。
11	意識調査の実施	必要に応じ、市民や市職員の意識調査を実施します。実施計画の効果的な推進に努めるとともに、男女共同参画に関わる意識調査に限らず様々な調査の分析結果を参考に新たな計画の見直しを行います。

施策の内容

(3) 生涯を通じた女性の健康支援

	具体的施策	施策の内容
12	リプロダクティブ・ヘルス／ ライツに関する理解の促進	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する正しい理解の周知・啓発に取り組み、女性の妊娠、出産などライフステージに対応した適切な健康保持増進のための施策を充実させます。
13	生涯を通じた男女の心身の健康づくりの支援	男女が生涯を通じて健康に過ごせるように健康づくりの支援をします。また、メンタル面で孤立しやすい男性の相談や自殺予防も含め心身の健康維持を支援します。

基本目標Ⅱ 「性別に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり」

～ワーク・ライフ・バランスの推進～

「多様な生き方を認め合う、幸せあふれるまちにしたい」

男女共同参画の推進には、「男性だから、女性だから」などの固定的な性別役割分担意識を解消し、男女とも仕事・家庭・地域において多様な選択の幅を広げ、自己実現可能な生活を営むことができる環境が必要です。

《現状と施策の方向》

意識調査では「女性は仕事よりも家庭や子育てを優先すべき」という考え方が半数以上を占め、20歳代から30歳代において結婚や出産を機に離職する女性がいる現状（M字カーブ³⁷⁾）があります。現在、正規雇用が減少し、パート・派遣・契約などの非正規雇用が増大するなど、出産や育児で一旦仕事を辞めた女性が再就職するのは困難な状況です。

さらには、格差社会の広がりやひとり親家庭の増加による貧困等の生活困難は女性にとってより深刻です。

雇用における男女の均等な機会と待遇が確保され、持てる力が十分に発揮できることは、男女共同参画社会の実現にとって極めて重要です。そのためには、男女雇用機会均等法の周知などにより、男女ともに働きやすい環境となるよう啓発を推進していく必要があります。

女性が結婚や出産により離職することなく働き続けられる環境を整えるために、長時間労働の見直し、短時間勤務制度の導入、男性の育児休業の取得の促進など事業所などに対して制度の周知を行い、育児と仕事の両立を図る取組を行います。また、就職や再就職を希望する女性の就労を援助し、就労の機会を得られるよう、就職などに関する相談や能力開発の支援、女性が働き続けることに対する支援の充実に努めます。さらに、女性の起業についても京都府などの施策を活用し、相談や助言ができるようにします。

近年、夫婦の働く形が共働きへと移行してきていますが、それにとまなう職場環境や社会のシステムの整備が十分とはいえません。そのため、女性が家庭と仕事の両立に悩んでいたりと、男性も家庭や地域活動への参加ができなかったり、男女とも長時間労働による心身の疲労から健康を損ねたりするなど、仕事と生活のバランスが不均衡で問題を抱える人

³⁷⁾ M字カーブ

日本の女性の労働力人口比率を年齢階級別にグラフ化したとき、30歳代を谷とし、20歳代と40歳代が山になるアルファベットのMのような形になる。M字を描く原因は、出産・子育て期に離職する女性が多いことにある。なお、アメリカやスウェーデン等の欧米先進諸国では産業の担い手として女性を位置づけ、男女が仕事と家庭を両立できる仕組みを整備したことにより、子育て期における就業率の低下はあまりみられない。

が多く存在している現状があります。男女ともに働きやすい環境や社会のシステムの整備が必要です。性別に関わらない多様な生き方を互いに実現するため仕事・家庭・地域においてバランスのとれた生活を営めるようワーク・ライフ・バランスの啓発を進めます。

高齢者の介護について、意識調査では、介護の多くを主に女性が担っており、過大な負担を強いられていることが分かりました。介護休暇制度の利用を促進し、男性も積極的に介護にかかわれるよう啓発を進めていきます。また、高齢期のための条件整備として自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるよう介護予防や家庭生活の支援など男女共同参画の視点から高齢者施策を推進します。

農業や自営業においても女性が大きな役割を持って支えてきましたが、性別による役割分担や閉鎖的な労働環境が強く作用し、正当な労働評価を受けてきませんでした。多くは家事同様の無償無給の労働であるなど、制度の上でも補助的な扱いを受けてきました。家族全員が主体的に経営に参画できるよう「家族経営協定³⁸」の締結などを進めていく取組が必要です。

³⁸ 家族経営協定

農業経営における家族の役割や貢献を適正に評価し、女性の地位の向上と後継者の確保、民主的な家族関係の確立をめざし、家族間で、営農計画、労働報酬、労働時間などを話し合い、文書で決めておく協定のこと。

基本目標Ⅱ
「性別に関わらない多様な生き方を認め合う環境づくり」
～ワーク・ライフ・バランスの推進～

- 課 題 (4)家庭における男女共同参画の推進
- 具体的施策
 - 14 家庭生活と地域・市民活動を両立するための支援
 - 15 女性の社会参加のための子育て支援の充実
 - 16 活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援

- 課 題 (5)働く場・地域における男女共同参画の推進
- 具体的施策
 - 17 雇用における男女の均等な機会と待遇の確保
 - 18 農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進
 - 19 女性の就労・再就労のための支援
 - 20 地域での活動における男女共同参画の推進

施策の内容

(4)家庭における男女共同参画の推進

※福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

	具体的施策	施策の内容
14	家庭生活と地域・市民活動を両立するための支援	固定的な性別役割分担意識の解消のため、特に男性へ向けた啓発を行います。男性が家事、育児、介護に積極的にかかわるなど家庭における男女共同参画を進め、女性が地域で活躍できる場をつくります。
15	女性の社会参加のための子育て支援の充実	福知山市子ども・子育て支援事業計画に基づき、事業を推進します。女性が地域で活躍できる場をつくるため、男性が家事、育児に積極的にかかわるなど男女共同参画を進める学習会や広報などによる啓発を行います。

	具体的施策	施策の内容
16	活力ある高齢期のための支援策の充実と介護支援	<p>高齢者が自立し、いきいきとした生活と社会参加ができるために福知山市高齢者保健福祉計画との整合性を図りながら事業を推進します。</p> <p>高齢者の健康づくりや介護予防の推進、また、培ってきた経験や知識を地域活動や学習に活かせる世代間交流と社会参加により、地域への参画を推進します。</p> <p>高齢女性の生活保障のための相談機能をさらに強化します。</p> <p>高齢男性の家庭生活を支援するため、介護や家事についての支援に取り組みます。</p> <p>男性も介護に積極的にかかわっていくよう介護休暇制度の利用を促進し、啓発を行います。</p>

施策の内容

(5)働く場・地域における男女共同参画の推進

※福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

	具体的施策	施策の内容
17	雇用における男女の均等な機会と待遇の確保	<p>男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の周知に努め、その労働関係法を男女共同参画の視点でわかりやすく啓発し、男女とも雇用の機会の均等や待遇が確保されるようにします。特に、長時間労働の見直しや男性の育児休業や介護休業取得など京都ワーク・ライフ・バランスウィーク³⁹を中心にワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。</p>
18	農業・商工業などの自営業における男女共同参画の推進	<p>自営業者の固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を進めるとともに、男女平等と女性の経済的自立と安定を図るための啓発活動を展開します。また、女性が担っている役割に対する正当な評価による地位の向上や女性が経営に積極的に参画することをめざし「家族経営協定」の締結などを進めていく取組の啓発を行います。</p>

³⁹ 京都ワーク・ライフ・バランスウィーク

いきいきと働き、豊かな生活ができる社会の実現を目指す。実施期間は11月19日から25日までの一週間。

	具体的施策	施策の内容
19	女性の就労・再就労のための支援	就職、再就職を希望する女性に、就職に役立つ能力開発や資格取得をめざし、多様な生き方が選択できるような施策を展開します。また、女性の起業や再就職などを支援する京都府などの施策を積極的に活用し、相談や助言ができるようにします。
20	地域での活動における男女共同参画の推進	女性も男性も地域活動に参加するため、長時間労働の見直しなどワーク・ライフ・バランスの啓発を行います。

基本目標Ⅲ 「男女共同参画に向けての社会システムの変革と 市民との協働体制の確立」

「多様な意見や活動で、元気なまちにしたい」

男女共同参画社会の実現には、社会システムを「ジェンダーに敏感な視点」で見直し、変革していくことが必要です。そのためには、政策・方針決定の場に男性だけでなく、女性も参画し意思決定を行うことが必要です。

《現状と施策の方向》

社会のさまざまな制度・慣行は、表面上は性別や女性の地位に関らないように見えても、「女性と男性の固定的な役割分担」を前提としている場合があり、また、男女の社会における活動やライフスタイルが多様化するなかで、社会の活動を選択する時に男女の立場の違いを反映し、結果的に中立に機能しない場合があります。

日本には「男は仕事、女は家庭」という性別役割分担意識が強く根付いています。このような意識は、女性が進学や就職するときに選択の幅が制限されたり、仕事を続けたくても出産などで辞めざるを得なかったりと、女性の希望が阻害されることにつながります。また、男性も家事や育児などを学ぶ機会が乏しくなり、生活に必要な能力が身に付きにくくなります。制度・慣行の「性別による偏り」を通じて「固定的な性別役割分担の考え方」を肯定する意識が形成され、社会のさまざまなシステムにも反映されていることが問題です。

女性が政策・方針決定の場への参画を促進するために市審議会等^{※40}の女性比率を向上させ、女性の登用を進めていきます。本市では審議会等の女性比率を2020(平成32)年までに30.0%にすることを目標としており、達成に向けて積極的な登用を図ります。本市の審議会等の女性比率は2005(平成17)年19.0%、2010(平成22)年21.4%、2015(平成27)年3月現在は全体の24.6%となっています。しかし、これまで、目標を掲げていたにも関わらず女性の登用は進んでいないため、引き続き促進を図っていく必要があります。また、施策を実施していく女性市職員の管理職登用を進めていくほか、「現状女性の教育訓練や成長の機会が少ない(約30%)」という意識調査結果を踏まえて、企業などへも男女平等な能力開発や昇進を行うよう啓発を行います。

⁴⁰ 審議会等

地方自治法の方針決定等に住民や専門家の意見を取り入れるために、法律や条例などにより設置される機関。

また、地域の中で女性が活躍できるよう女性団体の活動を支援しネットワークの強化に努めます。そして、2015（平成27）年8月に「男女共同参画センター^{※41}」を設立したことから、女性があらゆる場でリーダーとして活動できるよう研修の場をさらに充実させ、企画・運営などを行うことができる女性の育成のための講座を開催します。

意識調査では、女性の社会参画について、企画立案や方針決定に女性の意見がもっと反映されるようになればいいという意見は、すべての年代において性別を問わず高い比率を占めていますが、女性の60.1%が「自治会や地域」において男性が優遇されていると感じている結果がでています。女性が意見を言いにくい状況が長年にわたってつくられてきたことを認識し、地域の体制も見直すことが重要です。

このように女性がさまざまな意思決定の場に参画することは、多様なライフスタイルが認められる社会形成につながります。男女の人権が尊重され、だれにとっても暮らしやすい元気なまちづくりをめざします。

課題として、阪神淡路大震災や東日本大震災などの経験から被災現場において女性の人権が尊重されていないなどの現状が現れており、これまで男性の視点でしかみていなかった避難所や防災計画の見直しなどを行い、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制の確立や政策・方針決定過程における女性の参画を拡大する必要があります。福知山市においても2004（平成16年）に台風23号、2013（平成25）年台風18号、2014（平成26）年8月豪雨と近年は頻繁に災害が発生しており、災害に備えて「福知山市地域防災計画」^{※42}にあるように男女双方の視点に配慮し、行政と住民が一体となり防災対策を進めていくことが重要です。

また、福知山市国際化指針にもあるように、民族・国籍に関係なく活躍できる地域社会の構築や支援、市民の国際感覚の育成をめざすなかで、男女平等の理念が国際社会で大きく推進されていることを認識し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を推進します。

⁴¹ **男女共同参画センター**

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に企画、調整、実施し市民などが行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するための拠点施設。

⁴² **福知山市地域防災計画**

災害対策基本法に基づき、災害予防、応急対策、復旧・復興にわたって市の防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。

基本目標Ⅲ

「男女共同参画に向けての社会システムの変革と 市民との協働体制の確立」

- 課題 (6)政策・方針決定の場への女性の参画の促進
- 具体的施策
 - 21 市審議会等の女性比率の向上
 - 22 市幹部職員への女性登用
 - 23 企業や団体における女性登用の啓発
 - 24 地域活動における女性登用の啓発

- 課題 (7)市民との協働体制の確立
- 具体的施策
 - 25 女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成
 - 26 NPOやボランティア団体との協働支援

- 課題 (8)その他の課題
- 具体的施策
 - 27 防災における男女共同参画の推進
 - 28 国際的協調と連携

施策の内容

(6)政策・方針決定の場への女性の参画の促進

※福知山市女性活躍推進計画における項目としても位置づけます。

	具体的施策	施策の内容
21	市審議会等の女性比率の向上	市審議会等の意思決定の場への女性委員の参画をさらに進めます。登用について女性比率の向上に向けて委員を公募するなど選任方法の見直しを行います。
22	市幹部職員への女性登用	市役所での職員配置では、性別にとらわれず、適材適所の人員配置に努め、女性の管理職登用に努めます。また、女性管理職の登用拡大に向けて職務経験や研修を通じ、キャリア形成の支援に努めます。
23	企業や団体における女性登用の啓発	企業などにおける男女の均等な能力開発や昇進について、先進的な取組を紹介します。
24	地域活動における女性登用の啓発	自治会活動や公民館活動における女性の参画を促進する啓発に努めるとともに、男女共同参画の推進をします。

施策の内容

(7) 市民との協働体制の確立

	具体的施策	施策の内容
25	女性団体の活動支援とネットワークの推進及び人材の育成	女性団体の活動を支援します。女性団体のネットワークを拓げるなど、女性の社会参加を推進します。また、女性があらゆる場でリーダーとして活動できるよう研修機会を充実し、地域や職場、団体などで相談や男女共同参画に関するアドバイスができる人材の育成に努めます。さらに、男女共同参画センターを設立したことから、企画・運営などの支援が可能なスキルを持つ女性を育成するための講座を充実させます。
26	NPOやボランティア団体との協働支援	多様な行政課題に対応するためNPOなどとの連携を深め、パートナーシップづくりを推進します。また、男女共同参画に関する啓発や学習会をより効果的に実施するため連携を推進します。

施策の内容

(8) その他の課題

	具体的施策	施策の内容
27	防災における男女共同参画の推進	災害時における避難所運営や防災にかかわる方針決定の過程において女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点での地域防災計画の点検、改定や避難所の設置、運営、自主防災組織への女性の参画などを推進します。
28	国際的協調と連携	男女共同参画に係る国際的な動向や諸外国の動きを把握し広報します。また、市民の国際感覚の育成と男女共同参画の啓発に努めます。

第四章 計画の推進

第四章 計画の推進

1 推進体制

(1) 福知山市男女共同参画審議会

男女共同参画に関する重要な事項や男女共同参画の推進に関する事項について調査審議、提言を行います。

(2) 福知山市男女共同参画推進会議

本市における男女共同参画社会の実現に向けて総合的かつ効果的な企画及び推進を図ります。

(3) 福知山市男女共同参画推進会議幹事会

男女共同参画推進会議における所掌事務の調査及び研究を行います。

上記の組織において、福知山市の男女共同参画推進について行政施策全般に関わって方針決定を行います。さらに、円滑な計画の推進のための指揮・監督機能を以下の項目のとおり強化します。

- ①男女共同参画推進会議に女性管理職を委員として複数名任命する。
- ②先進事例となるよう、市内のワーク・ライフ・バランスを推進し、市職員の育児休業の取得の促進や残業時間の削減などについて取り組む。
- ③市民や職員を対象とした意識調査を継続的に実施する。
- ④市内職員研修では、「男女平等に基づく男女共同参画社会の形成」に関するさまざまな研修を充実させる。
- ⑤男女共同参画担当部署の組織強化を図る。

2 プラン進行管理結果の公開と提言

はばたきプランに基づく実施計画は、毎年点検と評価を行い、その結果は男女共同参画審議会などに報告し、意見を求めます。また、実施計画はこれらの提言や市の事業計画の変化に対応するため、毎年見直します。

3 配偶者等からの暴力による被害の防止及び被害者の保護・救済について

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づき2012(平成24)年3月に策定した「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護・自立支援に関する計画」に沿ってDV被害者や社会的に弱い立場にある人たちをしっかりと保

護・救済し、DVや児童虐待などあらゆる暴力を許さない社会の実現に向け、市民一人ひとりが日々安心して暮らせるよう市民参画によるまちづくりを進めていきます。

4 「男女共同参画センター」の運営について

2015（平成27）年に設立した福知山市男女共同参画センターを拠点とし、男女共同参画社会の形成のための啓発、協働支援、保護救済、情報の発信等の事業を行うとともに、市民に活動及び交流の場を提供するなど、人権が尊重された社会を形成するための取り組みを推進していきます。

5 重要項目の数値目標

行政が主導して変革すべき項目について、具体的な数値目標を設定し、特に強力で推進を図ります。

課題	項目	現状	2020年度 目標数値	備考
(1) 女性に対する暴力の 根絶と人権の尊重	相談窓口案内カード設置場所	306 か所	500か所	2015（平成27）年3月31日現在
(5) 働く場・地域における 男女共同参画の推進	男性市職員の育児休業の取得者数	3人	10人	2015（平成27）年3月31日現在
	ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた市職員の残業時間の削減	16.5 時間/月	12時間/月	2014（平成26）年度
	男性市職員の部分休業の取得者数	0人	15人	2015（平成27）年3月31日現在
(6) 政策・方針決定の 場への女性の参画の促進	審議会等の女性比率	24.6%	30.0%	2015（平成27）年3月31日現在
	女性委員のいない審議会数	6	4	2015（平成27）年3月31日現在
	市役所の係長級以上の女性職員比率	30.6%	33%	2015（平成27）年4月1日現在

はばたきプラン 2011～後期計画～

2016(平成 28)年 3 月発行

福知山市市民人権環境部人権推進室 福知山市字内記 100 番地

TEL : 0773-22-6111(代表) 0773-24-7022(直通)

Email : jinken@city.fukuchiyama.lg.jp